

問 7 2. 営業利益が出ておらず赤字経営の場合、賠償の対象とならないのか。

(答)

1. 中間指針では、政府による避難等の指示があった区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が被った事業に支障が生じたため現実に減収のあった営業、取引等の減収分については、損害と認められるとされています。
2. 中間指針において、賠償の対象となる減収分については、「本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）」とされているところです（中間指針第3の7）。
3. このため、これまで赤字経営であった事業者においても、実際に減収分が生じていれば賠償の対象となります。

問 7 3. 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、途中で避難したことによって完成時期が遅れ、予定よりも収益事業の開始が遅れたことによる減収分は賠償の範囲か。

（答）

1. 中間指針では、政府による避難等の指示があったことにより、対象区域内における事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が損害として認められるとされています。
2. この減収分とは、中間指針において、賠償の対象となる減収分については、「本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）」とされているところです（中間指針第3の7）。
3. 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、途中で避難したことによって完成時期が遅れ、予定よりも収益事業の開始が遅れたことによる減収分については、上記指針に該当する限りにおいて、賠償の対象となります。

(関連問.) 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、本件事故を理由に施主より解約された場合の仕掛かり金はどうか。

(答)

1. 避難指示等区域内においては、立ち入り禁止に伴い実施中の事業の遅れ、中止等に係る損害については、その合理的な範囲内で賠償の対象になると考えられます。
2. 建築等を実施していた事業につき、途中で施主より解約されたことに係る損害については、中間指針において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたことに伴う減収分については、その減収分（逸失利益）が賠償の対象とされています（中間指針第3の7の（指針）I）。
3. なお、途中で施主に解約されたことによる仕掛かり金については、建設工事標準請負契約約款に基づき、原則として施主の危険負担として、施主に代金支払義務があると考えられますが、当事者間の個別の契約により、建設業者が危険負担を負うこともあり、個別具体的な事情に応じて、危険負担を負う者、すなわち損害を被ったために東京電力株式会社に賠償請求できる者の判断がなされると考えられます。

問 7 4. 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、途中で避難したことによって工事が中断し、その間機材のリース料金や火災保険料がかかり続けている。この追加費用は賠償の範囲か。

（答）

1. 中間指針において、避難指示等があったことにより、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとされています（中間指針第3の7の（指針）I）。
2. 工事が中断している間も現実には負担を余儀なくされている機材のリース料金や火災保険料については、原則として、「本件事故により負担を免れた費用」には含まれず、減収分の算定から控除されません。
3. また、機材のレンタル料金は、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されていることから、契約解除しないままいつまでもその負担分が賠償対象となるとは限りません。なお、契約の解除により発生した損害金等については、賠償の対象となるものと考えられます。
4. 他方、避難指示等に伴って、リース契約や保険契約を解除することによって免れたリース料金等については、「本件事故がなければ負担していたであろう費用」として、減収分の算定から控除されることとなります。但し、その際、契約に基づいて借手が支払を余儀なくされた残存リース料等については、上記営業損害の追加的費用に該当し、相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるものと考えられます。

問 75. リース契約をしていた避難指示等区域内の設備・器具等が被曝したことによって買い取ることになった場合の費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、直接的な放射能汚染による動産・不動産といった商品価値の下落・取引拒否等の場合は、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染のための費用等を必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるとされています(中間指針第3の10)。
2. リース契約における買い取り請求については、契約上に格別の定めがない限り、借主には当該要求に応じる義務はありません。仮に任意に買取に応じた場合には、買取費用自体は賠償対象とは認められませんが、当該リース機器に係る除染費用等につき、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となると考えられます。

問 7 6. リース事業者においては、何が賠償対象となるのか。

(答)

1. リース事業者においては、借手によるリース料の支払が継続している限り、リース料分の損害は発生しません。

2. 他方、借手が本件事故により事業の廃止や倒産等に至った場合等においては、以後、リース料の支払が行われなくなることから、リース事業者は契約を解除し、残存リース料（又は規定損害金）やリース物件の返還を求めることができ、後者の場合には、本指針第 3 の 1 0 で示された基準に従い、相当因果関係が認められる限り、リース物件の価値が喪失又は減少等したことによる損害の発生が認められる可能性があることに加え、リース事業における減収分の賠償が認められる可能性があると考えられます。また、当該財産を処分する際に係る追加的費用についても必要かつ合理的な範囲で損害と認められると考えられます。

問77. 事故により、やむなく金融機関からの融資を受けた場合、それにかかった金利は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針においては、避難指示等があったことにより、事業に支障が生じたために事業者が負担した追加的費用については、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされています（中間指針第3の7の（指針）Ⅱ）。
2. 避難指示等区域内における事業者が、避難指示等に伴って事業に支障が生じる等の場合に、金融機関から受けた融資にかかる金利については、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になり得ると思われれます。
3. また、避難指示等区域外における追加的費用については、中間指針において、一定の類型に該当する場合に限り、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償の対象としているところです（中間指針第5の1の（指針）Ⅱ）、Ⅲ）、第6の1の（指針）Ⅱ）及び第7の1（指針）Ⅳ）①）。
4. 金融機関の融資条件の変更による追加的費用については、例えば事業者が本件事故による風評被害に伴い買い控え等の被害が生じ、それに伴って追加的な資金が必要になったり、経営が厳しくなったりする等、金融機関の融資条件の変更が合理的であり、かつその追加的費用が必要かつ合理的な範囲内であるものに限り、賠償の対象となり得ると思われれます。
5. いずれにしても個別具体的な事情に応じて、賠償の判断がなされると考えられます。

問78. 預金取扱金融機関においては、何が賠償対象となるのか。

(答)

1. 預金取扱金融機関においては、営業損害として、①貸倒れ等に伴い失った貸付債権の利息収入、②新規貸付が行えなくなったことに伴い失った利息収入、③役務取引等が行えなくなったことに伴い失った手数料収入、④営業収益の減少を防止・軽減するための追加的費用（損害防止費用）、⑤金融機関としての通常の営業活動を継続するための追加的費用（営業継続費用）等が考えられます。
2. 但し、これらの損害につき本件事故と相当因果関係が認められるか否かは、中間指針の各項目に照らして、個別に検討されるべきであると考えられます。

問 79. 避難指示等区域内で休業せざるを得ないことによる区域内の企業等の収益減、その間に支払った給与は賠償の範囲か。

(答)

中間指針では、政府による避難等の指示があったことにより、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が損害として認められるとされています。従業員に対し既に支払った給与も、「本件事故により負担を免れた費用」ではないので、減収分を算定する際に算入されることとなります。

問 80. 避難指示等区域内から区域外に営業拠点を移転して経営を継続させるための区域内の企業等の移転費用及び追加的費用は賠償の範囲か。

(答)

中間指針では、政府による避難等の指示があったことにより、当該事業者が対象区域内から同区域外に事業拠点を移転させた費用は、必要かつ合理的な範囲内にとどまる限り、損害として認められるとされています。

問 8 1. 避難指示等区域内から区域外に営業拠点を移転し、又は転業した場合には、どのような範囲の投資費用（土地・建物・機械等の固定資産の取得）が賠償の対象となるのか。

（答）

1. 避難等により営業拠点の移転や転業を行った場合、このために生じた追加的費用（固定資産取得のためにかかった物件調査費、売買手数料等を含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となります（中間指針第3の7の（指針）Ⅱ）。
2. 但し、新たに固定資産を取得した費用（投資費用）のうち当該資産の価値分については、当該固定資産が新たに被害者の財産となり被害者に損害が生じた訳ではないことから、賠償の対象とはなりません。

問 8 2. 避難指示等区域内の企業等が区域外に移転した際、新たな資材調達先等を構築するために必要となる費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針において、事業拠点の移転を行った場合に係る必要かつ合理的範囲の費用について、賠償の対象とされています（中間指針第3の7の（備考）9）。

2. 新たな資材調達先等を構築するために必要となる費用等については、必要かつ合理的な範囲内において、事業拠点の移転後の一定期間における従来収益との差額分として、あるいは、追加的費用として、賠償の対象となります。

問 8 3. 避難指示等区域外の企業等が区域内に重機や車両等を置き去りにしてきたために他の事業に生じた収益減は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針においては、「従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる」とされています（中間指針第3の7の（指針）I）。
2. 避難指示等区域外の企業等が同区域内に重機や車両等を置き去りにしてきたために他の事業に生じた収益減については、避難指示等対象区域の設定に伴い減収が発生しているため、合理的な範囲での当該減収分、及び重機や車両等を別で調達した場合には、必要かつ合理的な範囲内での追加的費用が賠償の対象になると考えられます。

問 8 4 . 避難指示等区域内の従業員等が避難したことによって
経営体制が保てなくなった区域外の企業等の収益減は賠償
の範囲か。

(答)

当該損害は間接被害に該当し、間接被害者の事業等の性質上、
第一次被害者との取引（ここでは従業員等の雇用）に代替性の
ない場合には、賠償の対象と認められるとされています（中間
指針第 8 の（指針）I）。

（参考）但し、これまでの裁判例では、同様のケースにつ
いては企業と従業員とが経済的に一体である場合を除
き賠償の対象として認められているケースはほとんど
ありません。

問 8 5. 避難指示等区域外にあるホテル・旅館や医療機関・社会福祉施設等が避難者を受け入れたことにより生じた減収分及び追加的費用に係る損害については、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能なものを示したものであり、避難費用については、避難等対象者が負担した費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となることとされていますが、避難指示等区域外にある施設等が避難者を受け入れたことにより生じた減収分及び追加的費用に係る損害は、中間指針では対象とされておられません。
2. 但し、これらの損害についても、個別に検討して、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる場合には、賠償の対象となり得るものと考えられます。
3. なお、被災者を受け入れた施設に対しては、災害救助法に基づき、必要な財政措置が講じられているところです。

問 8 6 . 営業損害の終期は、最長でどのくらいが想定されるか。

(答)

1. 営業損害の終期については、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるとしていますが、本件事故が収束していない中で、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で示すことは困難であるため、改めて検討することとされています。
2. なお、検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、終期には一定の限度があることに留意することとされています。
3. また、検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には特別の考慮をすることとされています。

問 8 7 . 営業損害の終期は、今後具体的にいつ決められるのか。

(答)

1. 本件事故が収束していない中で、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で示すことは困難であるため、改めて検討することとされています。
2. 今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて検討を行っていくことになると考えられますが、その検討の具体的な時期はまだ決まっていません。

問 88. 営業損害の終期に関して、どういったものであれば「特別の努力」を行ったことになるのか。

(答)

特別な努力については、例えば、早期に事業拠点を移転し事業再開した又は早期に従来の事業とは全く異種の事業に転業した等、本件事故による減収を早期に回復させるために行った努力になりますが、個別具体的な事情に応じて判断されます。

問 89. 避難指示等区域内で休業せざるを得ないことによって
運転資金がなくなり、廃業となった場合、その後の操業再開
に係る費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針においては、避難指示等により事業に支障が生じ、
倒産・廃業せざるを得なくなった場合、営業資産の価値が喪
失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒
産・廃業に伴う追加的費用に係る損害を賠償の対象としてい
ます。
2. したがって、廃業後、再度新たに操業を始めた場合の費用
は対象となりません。

問 90. 避難指示等区域内で事業を営んでいたが、避難指示等により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった場合、賠償の対象となる金額はどのようなものとなるのか。また、廃業した際の保有している資産の評価はどのように算定されるのか。

(答)

1. 中間指針においては、避難等指示により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった場合、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償の対象としています。
2. 資産の評価については、中間指針において、財物の価値の基準は、「原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる」とされており（中間指針第3の10の（備考）5）、これらの基準に従って資産の評価がなされるものと考えられます。

問9 1. 倒産・廃業した場合に賠償される逸失利益の「一定期間」とは、具体的にどれくらいの期間なのか。

(答)

1. 「一定期間」が具体的にどのくらいの期間なのかは中間指針では触れられていません。本件事故が収束していない中で、営業損害の終期は改めて検討することとされていますが、その際に併せて検討されることも考えられます。
2. なお、その検討に当たっては、高齢者や農林漁業者等、一般の事業者よりも転業が特に困難な場合や早期に転業する等特別な努力を行った場合等には、特別の考慮をすることとされています。

問 9 2. 移転・転業した場合に賠償される逸失利益の「一定期間」とは、具体的にどれくらいの期間なのか。

(答)

1. 「一定期間」が具体的にどのくらいの期間なのかは中間指針では触れられていません。本件事故が収束していない中で、営業損害の終期は改めて検討することとされていますが、その際に併せて検討されることが考えられます。

2. なお、その検討に当たっては、高齢者や農林漁業者等、一般の事業者よりも転業が特に困難な場合や早期に転業する等特別な努力を行った場合等には、特別の考慮をすることとされています。

問 9 3. 倒産・廃業時にどの程度の努力を行えば「特別の努力」を講じたことになるのか。

(答)

「特別な努力を講じた場合」とは、例えば、早期に従来の事業とは全く異種の事業に転業したこと等を想定しており、個別具体的な事情に応じて判断されます。

問 9 4. 企業等が津波で多大な被害を受けている場合には、避難指示等区域内であっても賠償されないのか。

(答)

1. 中間指針では、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考えるものとされています。
2. 一方で、相当因果関係にあるかどうかについては、個別具体的なケースに応じて検討されるものと考えており、例えば、津波によって多大な被害を受けた企業が、避難区域の設定に伴い、復旧作業が遅れることによる逸失利益等についても、賠償の対象になり得ると考えられます。

問 9 5. 津波で被害を受けた避難指示等区域内の設備等について復旧作業ができず、営業ができないことによる区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考えるものとされています。
2. 相当因果関係にあるかどうかについては、個別具体的なケースに応じて検討されるものと考えており、津波によって多大な被害を受けた企業が、避難区域の設定に伴い、復旧作業が遅れることによる逸失利益等については、賠償の対象になり得ると考えられます。

問 9 6. 避難指示等区域内で営業ができなかった（バス、タクシー等）ことによる区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。

（答）

中間指針においては、避難指示等があったことにより、事業の全部又は一部を営んでいた者が、立ち入り禁止等により営業が不能になる等（路線バス等）、その事業に支障が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとされており（中間指針第 3 の 7 の（指針）I ）、区域外の企業であっても区域内で営業ができなくなったことによる損害は賠償の対象となります。

問 9 7. 避難指示等区域内を通常の移動経路としていた運送会社等が同区域を迂回するための費用増加分は賠償の範囲か。

(答)

中間指針においては、避難指示等に伴い、立ち入り禁止を強いられたこと等により、事業者が負担した追加的費用については、必要かつ合理的な範囲について賠償すべき損害と認められるとされています（中間指針第3の7の（指針）I）。

問 98. 避難指示等区域内に居住していた従業員が避難したため、同区域外の事業者が負担した通勤費の増加分に係る費用・借上げ住居費用は賠償の範囲か（避難場所からの移動手段として補助のために企業等が手当てしたバス等の費用は損害賠償の範囲か）。

(答)

1. 避難指示等により従業員が避難を余儀なくされたために当該従業員について生じた通勤費増加分などは、基本的には、就労不能等に伴う損害として、当該従業員の損害として賠償対象となります（中間指針第3の8の（備考）7）。
2. したがって、事業者が従業員に代わってこれらの費用を負担した場合には、必要かつ合理的な範囲に限り、賠償対象となるものと考えられます（中間指針第8の（備考）3）参照。

問 99. 屋内退避区域内にある事業所が自主的に従業員を休ませたため、営業できなかったことによる収益減は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針において、避難等指示に伴い事業に支障が生じた場合、これに伴う減収分については賠償の対象とされています（中間指針第3の7の（指針）I）。
2. なお、事業者の自主的な判断において、従業員を休ませたことによる減収分については、個別具体的な事情に応じて、避難指示等に伴い事業に支障が生じた場合に該当して賠償の対象になるか否かが判断されます。

②航行危険区域等・飛行禁止区域の設定に係る損害

問 100. 航行危険区域等の設定により、操業できなかった漁業者等の収益減は賠償の範囲か。

(答)

中間指針においては、航行危険区域の設定により操業断念を余儀なくされた又は迂回航行を余儀なくされたため、現実に減収があった場合や追加的費用が発生した場合には、その減収分等が賠償の対象となるとされています（中間指針第4の1）。

問 101. 航行危険区域等内及び飛行禁止区域内を通常の航路及び空路としていた運送会社等が同区域を迂回する費用増加分は賠償の範囲か。

(答)

中間指針においては、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定により、迂回して航行又は飛行せざるを得なくなった場合における費用の増加分については、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償の対象となるとされています(中間指針第4の1)。

③その他の政府指示等に係る損害

問102. その他の政府指示等のうち、水に係る摂取制限指導及び放射性物質検査の指導については、具体的にどのような内容であるか。また、賠償の対象となる損害の内容は、具体的にどのようなものであるか。

(答)

1. 水の摂取制限指導に関しては、厚生労働省から各都道府県に対し、飲食物摂取制限に関する指標（放射性ヨウ素300Bq/kg）や食品衛生法に基づく暫定規制値（乳児用について放射性ヨウ素100Bq/kg）を超過した水を供する水道事業者等は、当該水道水の飲用を控えるよう広報すること等を求める通知が出されています。
2. また、水に係る放射性物質検査の指導に関しては、厚生労働省から各都道府県に対し、福島県及びその近隣の地域（宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県）の水道事業について重点的にモニタリングを実施することや1週間に1回以上を目途に検査すること等を求める通知が出されています。
3. 賠償の対象となる損害としては、水の摂取制限を実施したことにより、事業に支障が生じた水道事業者等における減収分や、水道事業者等が実施した水道水に係る放射性物質の検査、放射性物質を除去・抑制するための粉末活性炭の投入等に係る必要かつ合理的な範囲の追加的費用といったものが考えられます。

問103. 水道水の摂取制限に伴う風評等により、消費者が水道水の飲用を控え、ペットボトル水等を購入した場合の費用については、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針で賠償すべき損害として認められているのは、水に係る摂取制限指導の対象となる水道事業者等において、摂取制限により生じた減収分等です。
2. 水道水の摂取制限に伴う風評等により、消費者が水道水の飲用を控え、ペットボトル水等を購入した場合の費用については、中間指針では賠償の対象となっていません。